

告 示

埼玉県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
狭山台胃腸科外科	狭山市入間川一―一六四	令和元年十一月三十日
みよし野クリニック	富士見市ふじみ野西一―二一―五	令和元年十月三十一日
まつもと耳鼻咽喉科	熊谷市上之七四八―三	令和元年十月三十一日
富永クリニック	児玉郡神川町新里三六七―二	令和元年十一月三十日
深谷メンタルクリニック	深谷市西島町三―一七―四七	令和元年十一月三十日
ひかり歯科クリニック	八潮市南川崎八三四―一	令和元年十二月四日
医療法人社団彩雲会 松本歯科医院	草加市高砂二―二―三二 浅古ビル二F	令和元年十二月一日

城西大学薬局	医療法人社団伸義 会 なめがわモール 歯科クリニック	ファミリー歯科医院
入間郡毛呂山町下川原九〇九 ―四	比企郡滑川町羽尾二七八〇な めがわ森林モールベイシア一階	志木市本町五―二四―一八
令和元年十二月十日	令和元年十一月三十日	平成三十年三月三十一日